

香川県条例第37号

香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

香川県介護保険財政安定化基金条例（平成12年香川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(処分) 第6条 略	(処分) 第6条 基金は、介護保険法第147条第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。
附 則 <u>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u> <u>2 基金は、第6条の規定にかかわらず、介護保険法附則第10条（第4項を除く。）に定めるところにより、その一部を処分することができる。</u>	附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。